掲　　示

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の２第１項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8年11月24日

鹿児島県知事　塩田　康一

鹿児島県知事印

１　保安林予定森林の所在場所

南九州市知覧町永里字塚之越平1886番、1889番２・字飯隈牟田ノ前2080番２・2081番２（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指定の目的

土砂の崩壊の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

保安林予定森林告示附属明細書

1　保安林予定森林の所在場所
「告示と同じ」

2　保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3　指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る伐採をすることができる箇所は、１に掲げる森林のうち、樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とする。

（2）　立木の伐採の限度

ア　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の３を超えるときは、10分の３とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあっては10分の３を乗じた材積とする。

イ　伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の８を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の８までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

保安林指定調査地図

森林の所在場所	鹿児島県 南九州市 知覧町永里 字 塚之越平 1886番地 ほか1字3筆



保安林指定箇所概要

所在場所			全面積(ha)		要指定面積(実測または見込)(ha)
大字	字	地番	不動産登記簿	実測または見込	
(冠せず) 知覧町永里	塚之越平	1886	0.3672	0.3672	0.3672
(冠せず) 知覧町永里	塚之越平	1889-2	0.1471	0.1471	0.0119
(冠せず) 知覧町永里	飯隈牟田ノ前	2080-2	0.0893	0.0893	0.0276
(冠せず) 知覧町永里	飯隈牟田ノ前	2081-2	0.0758	0.0758	0.0163
合計		4 筆	0.6794	0.6794	0.4230